

I 基本方針

平成 28 年度は 4 月から障害者差別解消法の施行に伴い障害者雇用促進法も改正・施行され、雇用分野において募集・採用時等での差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられる。また、発達障害者の就労支援強化を内容とした発達障害者支援法が 10 年ぶりに改正される見込みであり、さらには平成 30 年度からは精神障害者を加えた法定雇用率の引き上げも予定されており、障害者就労の流れは一段と強化されていく方向にある。

また、企業の側においても法令順守や社会的責任の意識の高まりに加えて、職場における障害者の理解と能力活用が徐々に進んできていることから、障害者雇用に対する関心とニーズは増大している。

このような背景の中、障害者の雇用状況は、平成 27 年 6 月における都内民間企業の雇用障害者数で見ると、約 16 万 6 千人となり、実雇用率では 1.81 % と前年の 1.77% から 0.04 ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新している。

一方、就労支援や職場定着支援を必要とする障害者は精神障害者や発達障害者の割合の増加などにより変化してきており、就労支援等においては、障害特性に応じたより一層のきめ細かな対応や他の関連機関との連携の強化等が求められている。

これらの状況を踏まえ、平成 28 年度当事業団は引き続き、職員の能力向上を図りつつ、杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業と、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業を柱として定款に定められた各種事業を充実させていく。特に本年度は当事業団で策定した「障害者就労支援事業推進プラン」（平成 26～30 年度）の折り返し時期にあたることから、計画事業の確実な実施を図るとともに、実施状況を踏まえて必要な見直しを行なっていく。

新規事業として、未就労者のニーズ把握のためのアンケート調査の実施、区内企業への訪問や情報提供の拡充等に取り組むとともに、引き続き成人期発達障害者への対応として、杉並区が行う発達障害者向け職業準備プログラムに参画する。

また、新たな相談・支援記録管理システムの導入により、登録者等の的確な実態把握と更なる効率的な事業運営に努めていく。